

練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 練馬区放課後子ども総合プランの事業を効果的に運営し、事業計画を円滑に推進する観点から、学校関係者、学童クラブ保護者、学校応援団関係者、P T A 代表、青少年育成地区委員会代表者等で構成する練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 運営委員会は、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保に係る方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証、評価等について検討する。

(構成)

第 3 条 運営委員会の委員は、練馬区教育委員会教育長が委嘱し、または任命するつぎに掲げる者および団体の代表者とする。

- (1) 小学校校長会 2 人以内
- (2) 小学校 P T A 連合協議会 1 人以内
- (3) 学校応援団関係者 4 人以内
- (4) 学童クラブ保護者 2 人以内
- (5) 民間学童クラブ運営者 2 人以内
- (6) 民生児童委員 1 人以内
- (7) 青少年育成地区委員会委員 1 人以内

2 運営委員会に、座長および副座長を置き、運営委員会委員の互選により定める。

3 座長は、運営委員会の会議を主宰し、運営委員会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 運営委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から、委嘱または任命の日の属する年度の末日までとする。

(謝礼)

第 5 条 区長は、第 3 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる者に対し、謝礼を支払うこととする。

2 前項により支払う謝礼の金額は、日額 1,000 円とする。

(会議)

第 6 条 運営委員会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、運営委員会の委員以外の者に、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局こども家庭部こども施策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等につき必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。